



Vol.28号  
平成18年3月

編集・発行  
京都市建築協定連絡協議会  
事務局  
〒604-8571 京都市中京区寺町通  
御池上る上本能寺前町488番地  
京都市都市計画局建築指導部指導課内  
TEL.075-222-3620



阪急外院南住宅地区

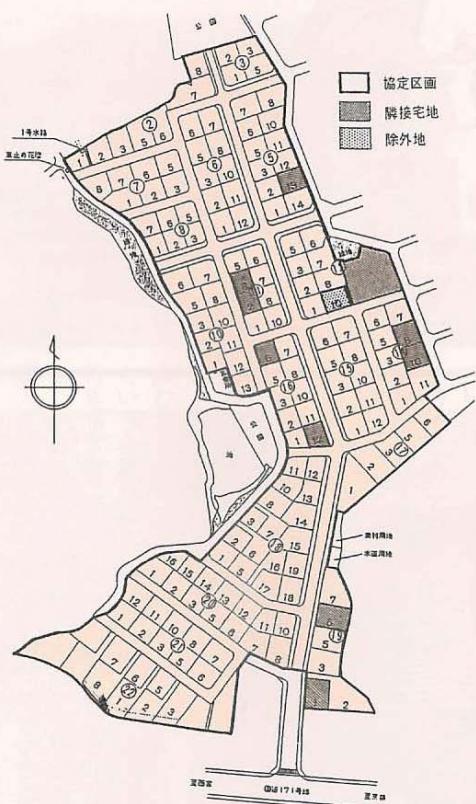
毎年恒例となつております、秋の見学会が平成17年10月29日(土)に開催されました。他の都市の建築協定地区の状況を学び、情報交換や交流を行うため、今回は大阪府箕面市の阪急外院南住宅地区を訪れました。当日は、あいにくのお天氣ではありましたが、12運営委員会から計38名と多くの方々が参加されました。

今回訪れた阪急外院南住宅地区は、東箕面の山の手に位置し、約20年前に開発された住宅地で、南斜面の高台にヒナ段で造成されています。周囲には緑も多く、ゆったりとした区画が印象的な閑静な住宅地でした。現地では、建築協定の更新作業を中心となつて進めてこられた地区住民の方々や、箕面市職員の方々が、温かく出迎えてくださいり、意見交換会では、更新や地区計画等についての質問や意見が交わされ、大変有意義な会となりました。

午後は、吹田市の万博公園に場所を移し、国立民族学博物館の見学を行いました。空模様も回復に向い、秋の万博公園内の散策を楽しむ参加者もおられました。

箕面市～吹田市  
秋の見学会  
を訪ねて

外院南住宅地 建築協定区域図



## 見学会に参加して

### 3年間の取組みに感心

【西京区阪急桂南住宅地区 中野 博】

箕面の阪急外院南住宅を訪問しました。まちづくりニュースを発行しており、第4号と第9号を拝見して、約3年かかった経過を詳しく理解できました。即ち建築協定の上に地区計画という大きな網がかけられている点です。専門委員という事でお世話をされた大石良部、山本芳弘、中村篤郎、三氏のお人柄も伝って来て、これまでの見学会と又異なった意味で感心するところがありました。

### 建築協定の更新と地区計画の制定

【西京区ガーデンハウス洛西境谷公園住宅地区 向井善夫】

大阪府箕面市阪急外院南住宅は、当初開発業者による一人協定として発効した建築協定の更新にあたり、住民の9割を超える合意率で更新手続きを完了されました。更新に携われた役員のお話を聞かせていただくと、更新の手続きで合意されなかった1割の皆様の中には、今の街のみを守りたいとの熱い思いをお持ちになっているものの、相続等により宅地の権利が分割され、全員の押印に至らないケースもあるとのことでした。

更に詳しくお話を聞かせていただくと、阪急外院南住宅では建築協定の更新に併せ、地区計画の制定が行われました。地区計画は、皆様の住んでいる比較的身近でまとまった地区を単位として、そこに住んでいる皆様と行政が一緒になって、その地区的特性を活かし、将来どのような街にするかといった目標と、建物の用途・高さなどの建て方のルールや、道路・緑地などの配置等を定める制度です。箕面市では、地区計画の制定を受け、新たな条例を定め建築確認の審査の要件としています。

さて、今回の見学会に参加させていただき、急速に高齢化社会が進むなか、もう一度、私達の協定について目を向ける良い機会となりました。

### 「みんなで街を守る」という意識

【伏見区桃山与五郎町地区 桐山順次】

20年前に造られた建築協定付き分譲住宅地である。付近には山林や公園があり、日々の庭には樹木が見られる静かな環境である。

見学後公民館において意見交換会が開かれた。自治会より過去2年半にわたり取り組まれた建築協定更新問題についての経過報告があつた。当地に比較すると、わが桃山与五郎地区は、建築後45年を経過し、高齢者所持、独居世帯が増加し世代交代が進みつつある。それに伴う財産分割や、若い世代の協定への考え方の相違など多くの問題を抱えている。

今回見学会に参加させていただいたことにより、居住者各位が「みんなで街を守る」という意識を持つことの重要性を強く感じた。

### 【主な協定内容】

- ・ 敷地面積の最低限度（150m<sup>2</sup>）
- ・ 用途（専用住宅・一部の兼用住宅）の制限
- ・ 高さ・階数の制限
- ・ 壁面位置の制限
- ・ 垣・柵に関する制限

※ 地区計画：地区特性を活かしたまちづくりのためのルール。行政が都市計画として定め、区域全域に効力が生じるが、建築協定のように意匠・形態などに関するきめ細かな規制や自由度は低い。

昭和61年に大阪府箕面市の東部に開発された住宅地で、当初開発業者による一人協定として発効しました。平成18年の有効期間満了に向けて、平成15年度から自治会活動として本格的に取り組み、平成17年8月には、建築協定の更新と併せて地区計画（※）の制定が行われました。

活動を行うにあたっては、地区内にお住まいの都市計画や建築、法律の専門知識を持つ方々で専門委員会を構成し、自治会役員会と連携して取り組みました。広報紙「まちづくりニュース」の発行やアンケート調査、説明会の実施など精力的な活動を通して、結果として、9割を超える高い合意率での建築協定の更新と、新たに地区計画の制定が実現しました。

**阪急外院南住宅  
建築協定地区**

### 未加入の方々にこそ見て欲しい

【西京区大原野右京の里地区 若林忠男】

あいにくの雨中の見学会となったが、南向の斜面高台に整然と建ち並ぶ住宅群の明るさ、美しさは、特に印象的だった。個々の宅地の広さは私の居住地よりもひとまわり大きいようだが、それでいて協定の内容が一段と厳しくなっているのには感心した。しかも今後は、建築協定に加えて地区計画も取り入れられたとか。建築協定の出発点が私の居住地とは異なっているとはいえ、大変羨ましく感じた。できることなら、建築協定に未加入の方々にこそ、この地区を見て欲しいものである。

### 建築協定で新旧住民が仲良く

【西京区阪急桂南住宅地区 田所君代】

今年この地区は、建築協定の更新をされました。その時の問題点をどのように克服されましたか、詳しく説明されました。私たちの住宅も昨年更新しましたが、私は何も考える事無く、指示された書類を提出するのみで更新することができました。箕面の方のご苦労を聞き、初めて協定委員のご苦労を知りました。私達の住宅は、最近建て替えられたり、売却されたりしています。協定があるお陰で争いも少なく、新旧の住民が仲良く過ごせるのではと思います。

### 建築協定の趣旨を改めて理解

【伏見区久我御旅町南部住宅地区 竹内正志】

家々は築後20年も経過しているとは見えず、外壁や外回りが良く手入れされていました。建築協定の更新に併用された地区計画という言葉は初めて聞きました。隣接地の多い私どもの地区にとっては、伝家の宝刀のように思えました。望月会長の「建築協定が主で地区計画は從であるべき」というお話や、いただいた資料の「住環境はそこに居住する関係者によって守られて育てられるべき」という建築協定の趣旨も貴重なものとわかりました。



### 委員の皆様の努力に敬意

【伏見区桃山与五郎町地区 藤野和昭】

今年は当町内会の副会長と建築協定委員を担当することになったため、見学会に初めて参加させていただきました。

見学した地区は、阪急が開発した約20年の住宅地で、宅地面積は約70~80坪程度と余裕のある土地に立派な邸宅が並んでいます。

今回最初の更新を行い、大変なご苦労があったようで、あらためて担当された委員の皆様の努力に敬意を表します。

午後は、大阪万博公園内の国立民族学博物館（「みんぱく」）を見学させていただきました。万博公園は何度か行ったことはありましたが「みんぱく」を見学したのは初めてで興味深く拝見しました。オセアニアから日本まで東回りで、各国の民族の1万点にも及ぶ大量の生活資料が収集展示されていて、その量に圧倒されました。2時間ぐらいの見学ではとても見尽くせないスケールの大きい展示内容でした。特に興味を持ったのはアフリカ展示です。アフリカは日本から見ると遠い地域で、独特の動植物の天国といった感覚ですが、その豊かな自然の中で育まれた人形や仮面などの造形芸術を通じて、独自の文化を持った民族の存在を改めて認識しました。これらの民族文化がいつまでも失われないような活動が望されます。

最後に今回の見学会の開催にご尽力いただき、当日は行き届いたお世話をいただきました事務局の皆様に心から御礼申し上げます。

参加者からの質問に、地区住民の代表の方々が、丁寧にお答えいただき、大変有意義な会となりました。

### Q & A (抜粋)

- A:** 地区計画を制定するにあたり、土地の値打ちが下がる等の話は出ませんでしたか？
- A:** 建築協定を理由に購入して住まれている方もおられますし、元々建築協定があつたこともあってか、特にそういう話もなく、スムーズに進みました。
- Q:** 建築協定と地区計画を併用する利点は何ですか？
- A:** 建築協定不合意地にも、地区計画の制限はかかるので、併用することで、地区計画で骨格となる最低限の規制を行い、建築協定でより緻密な規制を行うことができます。また、地区計画については行政が審査や違反指導等を行うので、運営面の負担が軽減されます。（建築協定については従来どおりの運営が必要です。）
- Q:** 更新や地区計画を制定するにあたって、地区に専門家がない場合のアドバイスがあれば教えてください。
- A:** NPO等で相談にのつてもらえるところがあるので、そういったところから専門家を招いてはいかがでしょうか。
- ※ 京都市では、専門家の無料派遣制度がありますので、必要な場合はご相談ください。

### 意見交換会

## 京都市建築協定連絡協議会15周年記念シンポジウム

# 京のまちづくり、今へ京都再生の切り札

去る平成17年11月26日(土)午後、京都市建築協定連絡協議会の発足15周年を記念したシンポジウムが開催されました。

当団は、京都市内の建築協定地区をはじめ一般市民や学生など、約50名の方々にお集まりいただきました。当協議会会长の挨拶のあと、京都市を代表して、都市計画局建築指導部長から祝辞をいただきシンポジウムの開会となりました。

第一部では、基調講演として、京都のまちの成り立ちや最近の動きなどを交えながら、「暮らし」と「まち」との関係など身近なまちづくりをテーマに、2人の講師を招いてお話をいただきました。

また、第二部では、当協議会会长を座長に、第一部で講演いただいた2人の講師に、都市計画局建築指導部長を加えた4名で、基調講演に寄せられた意見・質問をもとに、座談会形式で進められました。



日時  
平成17年11月26日(土)  
午後2時から午後4時30分まで

場所  
池坊学園 こころホール  
主催  
京都市建築協定連絡協議会  
後援  
京都市  
(財)京都市景観・まちづくりセンター

### プログラム

開会  
第1部 基調講演  
「美しい町並みをつくる」  
—建築協定の可能性— 宗田好史  
小浦久子

第2部 座談会  
「暮らしの作法がまちをつくる」  
—建築協定の可能性— 宗田好史  
小浦久子

## 講演「暮らしの作法がまちをつくる」

大阪大学大学院工学研究科助教授 小浦久子

### 住まいのかたちが「まち」をつくる

ひとつひとつの建物は、色や素材、ディテールのデザインが異なっていても、建物の建て方が共通していると、まとまりのある町並みが形成されます。また、同じような場所で、同じような敷地であっても、どういう建物が建つかで、風景も町並みも変わってきます。町並みには、生活の仕方であったり、生活の表現力が映し出されます。

### 京都都心のマンション問題とは?

マンション問題は、高さや景観が議論の中心になることが多いのですが、必ずしもそれだけではなく、むしろ生活環境や住まい方の問題ではないでしょうか。京都のまちでは、すまいの様式が共有されることで、通り景観や敷地奥の生活環境の質が守られてきました。景観は、住まい方やコミュニティなど生活を支えていたものが変わってしまった結果、目に見えてくる変化であり、目に見えない作法に関わる部分をルールとして地域外の人にも伝え、共存の道を探る必要があるのではないであります。

阪神・淡路大震災の被災地を調査していると、既成市街地の変化を早送りで見るようです。一般的に、震災後は、どこも同じような住宅が建ち並ぶようになりましたと言われます。確かにプレファブ風の住宅が多いのですが、実際に歩いてみると、やはり地域によって雰囲気が異なります。住み手

### 地域ルールは作法づくり

作法づくりは地域を知ることから始まります。地域によって生活のかたちが違うようルールも異なります。また、建物をつくる時のルールだけでなく、住み続けていくためのルールも大切です。住まい方が空間の質を特徴づけ、個々の住まいをつくることがまち全体の環境をつくることになります。

### 多様な地域性と地域ルールとしての協定

当初は、開発業者が作ったルールであっても、それを維持し生活していくなかで、地域で育まれてきたルールや、守ってきたことで育った環境、また、目に見えないもののなかにもお隣との関係など暮らしの中に色々と表れてくることがたくさんあると思います。こういったものを互いの共有の財産として維持し、また、新しい人や地域外の人にも伝えていくことが必要ではないでしょうか。協定は、まちの作法であり、暮らしの作法でもあります。

# 講演「美しい町並みをつくる—建築協定の可能性」

京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科助教授 宗田好史

## 町並みと「調和」

伝統的町並みや近代建築物が似合うレトロな町並みなど、相互に調和しあう建物が建ち並ぶ町並みを美しいと感じ、愛着を持つ人は多いと思います。しかし、町並みにおける「調和」という概念は意外とおろそかで、困難な概念でもあります。周囲の町並みをどう理解し、新しいものを如何に挿入するかの配慮が大切ですし、そのルールである建築協定はますます重要です。

## 都市空間・都市整備の転換

中心市街地の衰退が深刻な地方都市が数多くあります反面、人が集まる地方都市もあります。その例を見ると、町並みが残り、調和ある町並みが中心

市街地の活性化にも有効であるとして、全国的に都市再生の重要な課題となっています。また、日本の都市は今、転換期にあり、少子高齢化の影響で市街地の縮小に対応した都市再整備の時代になりつつあります。コンパクトで暮らしやすい、また持続可能な都市、美しい町並みを整備していくためには、限られた建築投資をどう効果的に都心に集中させるか、合理的なルールがますます必要になります。

## 町並み整備の効果

町家と調和する町並みを守るための建築規制は地価を下げる、逆に町家が壊れるという意見がありましたが、町並み整備によって誘導された新規投

資により、結果として都心再生につながったため、経済効果の方が大きいと考えられます。実際に、京都市内での都市開発や建築協定、土地利用状況が地価の変動にどのような影響を及ぼしたか検討してみると、地下鉄の開業やマンション建設による地価の上昇や下げ止まり効果は見られないものの、路線価順位が下降した地点と消失した町家の分布が重なる傾向にあることや、住民の取組で景観整備がなされている地域で路線価順位が上昇しているなど、町並み整備と地価との一定の関連性が見えてきました。美しい町並みを残そう、町家を守ろうといった取組があるところでは地価が安定し、規制が環境を維持し、資産価値を守るといふことができます。

## 美しい町並みは誰のもの？

平成15年、国交省は、行政の方向を美しい国づくりへと転換すると発表しました。これは公共政策が変わる点では非常に重要ですが、これと並行して私たちひとりとも、どのような町並みが良いか、自分たちの美しい町並みをどうつくっていくかを議論し、工夫しなければ、いつまでも国や行政から押し付けられた町並みになってしまいます。そのような創意工夫のない町並みは魅力もなく、賑わいを創出することにもならないでしょう。自分たちの町並みのあり方を追及していくような取組が重要で、まさに建築協定がその一つで、更なる可能性を持つものであるといえます。

## 順法建築と建築協定

京都市建築協定連絡協議会会長 望月秀祐

昨年末から、建物の耐震強度偽装事件が多数摘発され、構造計算を手抜きした建築士、建築確認審査及び検査を見逃した官及び民の公的機関、ディベロッパー及び施工者の責任が厳しく追及されています。建物の耐震性が確保されていないことは重大な社会問題であります。速やかに、建築界全体の責任として抜本的な対策が講じられることを願っています。

ところが、今年に入って、順法に施工されたビジネスホテルが開業前に用途を変更して、駐車場を居室に、バリアフリー客室を他へ転用するなどの建築基準法及びその他条例に違反する事件が多発発覚し、連日マスコミで報道されています。

もともと、建築基準法に対する順法精神は、残念ながら一部の人々には軽視されることが多く、官又は民間の確認検査機構の手を離れると、こつそり違法改修をしようとしています。駐車場の居室への転用はその最たるもので、建物内に設ける駐車場は全体の床面積の五分の一以内に限り容積率計算から控除される緩和規定を活用しているのです。そのため、規定の容積率を大きくオーバー（最大で二五パーセント）しても、クリマの軽いスピード違反ぐらいの甘い認識しかねるのは残念なことです。しかし、耐震強度偽装事件に関連して、今後は、建築に対する手続きや施工などが一段と厳しくなるものと期待しています。

私たちが努力して締結した建築協定制度は、建築基準法で不足する部分を補充するところがあります。したがって、建築協定の基準に抵触しなくとも、建築基準法の基準に違反して大きい建物が建てられるようでは、建築協定の真の効果は薄れてしまいます。

いま、京都市では建築協定更新のラッシュ時代を迎えています。この更新を機会に新しい提案を盛り込んで、更に良い建築協定に再生し、継続していくことを切に望んでいます。

## 会長寸言

## 座談会 【抜粋・敬称略】

### 最近のまちづくり、景観の取組

(畠中) 私ども建築指導部は、建築基準法を運用しています。これまで画一的な規制でしたのが、最近では、地域の特性に合わせた条例を作ったり、まちづくりなどの規制ができるようになりました。京都市ではそれをフル活用して、三山や里山の景観を保全するため斜面地に建つ建築物の高さの制限、建築基準法に定義のない葬祭場に関する指導要領の策定、袋路での建替えに関する許可基準の公表を行ってきました。また、祇園町南側地区において、細い道に建ち並ぶ町並みの保全を目的として、2.7~4mの道を建築基準法の道路として認めていく取組も進めています。もちろん、まちづくりというのは行政のみがリードするのではなく、住民のみなさんが熱意を持つていただかないとできませんから、行政もそれに答えていけるようにがんばってまいりますので、今後ともよろしくお願ひします。

(小浦) 地域によっては緑が大事であったり、賑わいが大事であったり、また、変化するまちのなかでいかにうまく変化を調整するかなど、地域によつて目標とするものが違うと思います。それぞれの地域にあつたルールをつくるためには、様々なルールの作り方をうまく組み合わせることが必要で、建築協定はその選択肢の一つです。自分たちで管理でき、行政の力もうまく使つて、組み合わせながらまちの環境をつくっていくというのがこれから取組ではないでしょうか。そういったことをしようと思うと、地域としてのまとまりも重要なになつてきますが、そういう意味でも、建築協定という手がかりを持つていうことは、大きな強みになるのではなうでしよう。

### これから郊外のあり方

(宗田) 今後郊外はどうなつていくのか、という質問がありました。これは都市計画の上で最大のポイントです。都心部だけでなく、郊外も京都としてきちんとつくつていかなければなりません。まずは公共交通をどう整備するか議論する必要があります。駅前をつくり、まちの中心となるものを置いて、そこから歩いていて楽しいような町並みをつくつていけば、おのずと人が集まり、守られていくでしようし、今後まちが小さくなつていくときに、十年後、二〇年後あるいは子供の代になつたときにも人が住み続けられるような、安定した場所にしていく必要があるでしよう。

(小浦) 郊外の問題は深刻で、分譲の郊外住宅地では、同じような世代が居住していることが多いです。それにより同じように高齢化を迎え、ともすると住宅地としても同じように現焉を迎えてしまいます。良い住宅地というのは人が入



(メンバー)

大阪大学大学院工学研究科助教授

小浦 久子

京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科助教授

宗田 好史

京都市都市計画局建築指導部長

畠中 政治

京都市建築協定連絡協議会会长

望月 秀祐

れ替わり、入れ替わるというのは生き続けることができるまちと言えます。そうでないところは人が入れ替わらず、入れ替わらないまちは、今後は収束させる以外に、都市としても生きる事です。

**建築協定の意味**

(望月) 建築協定を結ばれている方の多くは、自分たちのまちを守るために、自衛策として結ばれています。暮らしの作法とは、昔の町式目のようなもので、それが現代で言うと建築協定にあたると思っています。地価についても、建築協定が結ばれないと環境が良くなるので、地価が高くなると思つてますが、実際に不動産鑑定士に聞いてみると、特に評価を上げていないという返事が返つてきました。しかし、建築協定を売りにしている広告を見かけたり、建築協定を結んでいる土地が欲しいという話も聞きます。単に地価が上ることだけが良いのではなく、我々の頑張りが地価でも評価されるのが普通だと思つています。

(宗田) やはり、美しく建築協定を作ったところ、田園調布や国立といったしつかりとした住宅地は、いつまでも安定した居住地として維持されています。自分の子供の代になつても居住環境が安定していく住み続けることができる、それが結果として良いのではないでしようか。これまでには、ビルを建てたり、モノをつくることがまちをつくる時代でした。しかし、大きな転換点にあつて、建築協定をはじめ、規制をすることがまちをつくる時代で、そうしていかな方が、結果として良いのではないでしようか。これがまちを開拓していくことなのです。

## INFORMATION

## 平成18年度地区別負担金額について

平成18年度の各地区的負担金額は下の表のとおりです。お手数をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひ致します。なお、更新などの理由により戸数に変更等ありましたら、事務局までご連絡ください。

(円／年額)

地区名	内訳(戸)	戸数	負担金額(円)	地区名	内訳(戸)	戸数	負担金額(円)
岩倉村松町・長谷町地区		80	6,000	桂坂第10地区	24		
岩倉長谷台住宅地区		49	3,000	桂坂第11地区	26	174	11,000
長谷住宅地区		107	8,000	桂坂第12地区	124		
北大路高野住宅地区		120	8,000	桂坂第15地区	69	258	17,000
麁屋町通篠屋町地区		23	2,000	桂坂第17地区	189		
釜座町地区		25	2,000	桂坂第18地区	198		
天守町地区		21	2,000	桂坂第19地区	28	239	15,000
夷町・松屋町地区		34	3,000	桂坂第23地区	13		
新町通百足屋町一部地区		30	3,000	桂坂第22地区	115		
姉小路界隈地区		83	6,000	桂坂第24地区	38		
松長町地区地区		20	2,000	桂坂第25地区	111	373	23,000
阪急桂南住宅地区		289	18,000	桂坂第26地区	96		
洛西境谷公園住宅地区		93	6,000	桂坂センター地区	13		
西竹の里タウンハウス地区		113	8,000	西桂坂第1地区		165	11,000
大原野右京の里地区		267	17,000	西桂坂第3地区		19	2,000
K-City桂川そよぎ野地区		23	2,000	あかしあ		141	9,000
かえで	桂坂かえで地区	271	17,000	さくら		74	5,000
さつき	桂坂第3地区	42		桂・御陵坂第1地区		70	5,000
	桂坂第4地区	150		桂・御陵坂第2地区			
	桂坂第4南地区	6		東桂坂第1地区	131		
	桂坂第13地区	9		東桂坂第2地区	159		
	桂坂第14地区	23		東桂坂第3地区	15	351	23,000
ひいらぎ	桂坂第5地区	58		東桂坂第4地区	26		
	桂坂第6地区	58		東桂坂第5地区	20		
	桂坂第7地区	122		醍醐柿原住宅地区		255	17,000
	桂坂第16地区	45		醍醐鳥橋住宅地区		27	3,000
	ヒルズガーデン桂坂地区	16		桃山南大島町地区		268	17,000
つばき	桂坂第8地区	118		桃山与五郎町地区		272	17,000
	桂坂第9地区	99		向島リバーサイド津田地区		96	6,000
	桂坂第16地区	41		久我御旅町南部住宅地区		39	3,000
	桂坂第20地区	17		久我的杜住宅地区		130	9,000
	桂坂第21地区	51		久我的杜(東)住宅地区		13	2,000
				合計		5,467	362,000

## ◆ お知らせ ◆

## &lt;建築協定の更新について&gt;

建築協定の効力は一定の期間に限られているため、有効期間が切れた後も協定を結んでいこうという場合には、更新の手続が必要です。更新の際に現在の協定書の内容を見直して、より効果的で、より多くの方が賛成できる協定書に変更して締結することも、まちなみを守っていくためには必要なことでしょう。

なお、次の地区が間もなく建築協定の更新の時期を迎えるられますのでお知らせします。

中京区新町通百足屋町一部地区 中京区釜座町地区  
(平成18年6月有効期間満了) (平成18年11月有効期間満了)

去る平成17年11月1日(火)に大阪府建築協定地区連絡協議会から、京都市中京区姉小路界隈地区及び松長町地区に見学に来られました。姉小路界隈を考える会の市古会長、アドバイザーの石本氏にご協力いただき、有意義な来訪となりました。地区説明と意見交換会の後は、実際に町家が残る特徴ある町並みを見学し、秋の京都を楽しんで帰っていただけたようです。

## 他都市からの来訪

広隆寺



く行くと右は嵐電線路を越え東映撮影所への道、左の角にあるのは三吉稻荷。一九二八年大映日活の撮影所が出来、宅地開発が始まると、狸や狐という小動物は行き場を失った。そこであわれに思つた日活の人々が、供養のため

四条大宮から「嵐電」(京福電鉄)に乗つて太秦に向かう。路面を走る電車に乗るのは久しぶりのようだ。故郷に帰る時のように。十五、六分で太秦に着いた。線路を挟んで三条通りと、大映通りがある。その岐路の北側には広隆寺、半跏思惟の弥勒菩薩が奉られている。まず、ここを拝観して、菩薩の穏やかなお姿を見る。線路を渡り、西に大映通り商店街が始まる。この太秦は、昭和の初めに日活撮影所ができ、昭和三十年代には、大映、東映、松竹の撮影所があった。

映画全盛時代、時代劇の扮装をした俳優が通りを歩く姿が見掛けられたという。その時の呼び名を残し、映画のふるさとを守ろうと、商店街を上げて取り組んでいる。

太秦の駅を西に少し行くと、通りのはじまりに和食の店「菱井」がある。舗装したときは煉瓦色もきれいだっただろうと思わせる路面も黒ずみを見せている。

車がやっと離合できる通りには、映画のフィルムをデザインしたノボリに「キネマstamp加盟店」とかかれている。

北側に「もり漬物店」南側の店の前に立て札「キネマ館」の番組表だ。かつて太秦で撮られた映画を、ワンコイン(五百〇〇円)で見られる。ミニシアター「太秦キネマ」がある。

## 昭和三十年代を彷彿させる 映画の街・大映通り

まちなか探索  
京都市建築協定連絡協議会会計  
服部 真貴子

建てたたという。石に刻まれた寄進者の名は往年のスターがずらりと並び、映画の父といわれる「牧野省三」の顕彰碑

通りらしい。最近では廃業するところが増えてるが、「太秦湯」は健在のようだ。そして、嵐電「帷子ノ辻」方に進む。太秦は渡来人「秦氏」が開いた。太秦の一つ東の駅「蚕の社」は養蚕を伝えたという縁の地だ。帷子ノ辻の駅の手前二百メートル程南いくと、古墳「蛇塚」がある。7世紀の前方後円墳。岩がむき出しになり、全体を想像していくが、この部分が円墳の部分だ。石室に蛇が生息していたことからそう呼ばれている。帷子ノ辻駅の北側が小高い丘になつているのも古墳のあとかもしない。

このように大映通りは広隆寺の交差点から、西へ約七百メートルに百店舗近くの町並みとは決して、美しい町並みとはいえないのだ。なぜか懐かしい思いのする通りなのだ。

大映通りは広隆寺の交差点から、西へ約七百メートルに百店舗近くの町並みとは決して、美しい町並みとはいえないのだ。なぜか懐かしい思いのする通りなのだ。

がある。 次の辻を左に行くと、以前は大映撮影所、現在は太秦中学校へと続く。商店街を道なりに進む。なんの変哲もない町並み、むしろ地方都市に有りがちな商店街だが、注意して店々を見ていくと、所々に古いたずまいの店や住居がある。名前もそれらしい。サッシの戸にはなつてゐるが、文具店の「だるまや」、木の戸にのれんの寿司や「丸福」。ちょうど、昼時なので、「丸福」に入つてみた。やはり、先代は大映撮影所の中で食堂をしていたという、ここでの創業六、七十年になる。昼食メニューは、ちらし寿司、蒸し寿司、にぎり寿司がある。値段も、八百円から千円と安い。隣には、「音の駅」という風変わりな看板の店があつた。開店は夜らしく、ショウウインドウ越しに覗いてみると、八ミニ映画を上映している喫茶店のようだ。これも、大映



蛇塚